## 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態!

民主化闘争情報[号外] 2009年11月11日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.64]

## 警察資料は「松崎氏は現在も革マル派の最高幹部」と断定!

幾度も紹介してきた、警察が作成したとみられる、96年に警視庁が摘発した革マル派「綾瀬アジト」から押収された解析資料には、元東労組会長の松崎明氏について詳細な記載がある。JR総連・東労組は松崎氏を「育ての親」「重鎮」「余人をもって代え難い」などと崇め称えてきたが、2009年10月26日付の「松崎明氏による『週刊現代』訴訟の勝利判決にあたって」なるJR総連の見解には「我々の人格的代表者」とまで記載されている。

この警察資料は、以下の驚愕的な記述から始まっている(宗形明著「異形の労働組合指導者『松崎明』の誤算と蹉跌」p.59)。警察は押収物から「松崎氏は現在も革マル派最高幹部である」と明確に分析し、JR総連・東労組が革マル派に支配されているとみている。

「綾瀬アジト」の摘発と押収品分析の結果、昭和 38 年 2 月の革マル派結成以来の議長(平成 8 年 10 月 13 日の政治集会で議長辞任を表明)である黒田寛一(注:2005 年 6 月 26 日死亡)と副議長と言われている JR 東労組会長の松崎明は、現在も革マル派の最高幹部であり、組織内では絶対的な権限を有していることや、革マル派との無関係を強調している JR 総連には、以前の「国鉄委員会」に替わる革マル派組織の「JR 委員会」があり、革マル派によって運営されていることが明らかになった。

## 「松崎氏が革マル派最高幹部と信じたことに相当な理由がある」と判示

JR総連・東労組側は、この資料は、警察が作成したか、警察情報に基づくものと認めながら、一方で内容は間違いだとしている(No.4 参照)。しかし、彼らが「勝利判決」としている上記「週刊現代」訴訟の一審判決では、以下の通り、「松崎氏が革マル派最高幹部と信じたことには相当の理由がある」と明確に判断し、松崎氏の訴えを退けた。つまり、証拠からみて「松崎氏が革マル派最高幹部」と信じるのはもっともだ、と述べているのだ。

上記前提事実によれば、原告(注:松崎氏)は、革マル派の基となった組織の創設者の 1 人であり、革マル派が結成されたときは、理論的指導者であり、議長に次ぐ副議長の地位に就いた者であったこと、被告西岡は、警察庁幹部及び警視庁幹部から、原告が未だに革マル派の最高幹部であるとの説明を受けたこと、被告西岡が警察庁幹部から提供を受けた資料(丙38、注:綾瀬アジト解析資料)には、平成8年8月10日の革マル派の非公然アジトの摘発の押収品から、原告が現在も革マル派において黒田に次ぐ最高幹部として組織内では絶大な権限を有しているとの記載があること、丙38の記載内容が歴代の警察庁警備局長等の国会答弁、国会議員の質問主意書とこれに対する内閣の答弁書と矛盾しないことが確認できたこと、原告は、昭和61年のインタビューの際には、動労が貨物安定宣言を出した昭和53年10月以前に革マル派との関係が切れていたと語ったものの、平成4年発行の著書において、昭和53年に上記宣言が行われたときにはまだ革マル派だったと思うとの記載をし、平成6年のインタビューにおいて、何年に革マル派を辞めたかは、わからないと答えるなど、革マル派を辞めた時期について矛盾するともとれる発言をしているところ、これらの著書、発言を被告西岡が確認し、分析していたと認められることを考慮すると、被告らが、上記資料等に基づき、原告が革マル派最高幹部であると信じたことについては、相当の理由があるというべきである。